

草津市

社会福祉協議会(社協)とは?

昭和30年4月に設立し、地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法第109条によって規定された民間団体です。

社協の財源は、皆様からの会費(賛助会費・一般会費)、寄附金、共同募金からの配分金、県・市からの補助金・受託金からなっています。

この財源をもとにして、地域に暮らし皆さまとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体・機関などの参加・協力のもと、地域の人びとが住みなれたまちで安心して生活することのできる「こころ温かく支えあい住みつつげたい 福祉のまち・くさつ」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。

草津市社会福祉協議会事務所



社会福祉法人

草津市社会福祉協議会

〒525-0041 草津市青地町1086番地

電話 077-562-0084

FAX 077-566-0377

HP: <http://www.kusa-shakyo.or.jp>

Email: info@kusa-shakyo.or.jp



草津市社会福祉協議会
ふくちゃん

平成28年7月

応援しますあなたの くらし

住み慣れた地域で安心して暮らせるように応援します

あなたの悩みにこたえます

心配ごと相談所

暮らしの中のさまざまな心配ごと、悩みごとの相談に応じます。悩みに大小はありません。お気軽にご相談ください。(相談無料)

●定例相談

平日 月曜日～金曜日 10:00～12:00
13:00～15:00

●法律相談

第1・第3水曜日 10:00～12:00
※事前に相談を受けて予約してください。

●電話相談

専用電話 077-566-1266



あなたの生活を支援します

生活に困っている方に対して生活相談や貸付事業などの相談事業を行います。

生活つなぎ資金

一時的に生活困難となった低所得世帯に生活をつなぐための貸し付けをします。(限度額あり)
償還期限=1年以内 無利子

生活福祉資金

失業者世帯、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活の立て直しを図るための貸し付けをします。

- ・総合支援資金
- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・不動産担保型生活資金

*生活つなぎ資金と生活福祉資金は一定の条件を満たした方が対象となります。

歳末たすけあい募金による給付

低所得世帯や障害者施設に対し、歳末に見舞金を給付します。また、緊急に食糧が必要な方を支援します。



高齢者・障害児者・児童を支えます

- 独居高齢者への電話訪問事業
- 高齢者団体への活動支援
- 福祉用具の貸出(車いす、杖)
- 広報くさつ点字版作成・配布事業
- 障害児者や障害児者団体への支援
- 子どもリーダーボランティア活動への支援



あなたの暮らしをまもります

地域福祉権利擁護事業

高齢者や障害者などで、適正な判断ができなくなった人が地域で安心して生活が出来るよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などを行います。

●サービスの利用手続き

申込・相談

生活支援専門員がサービス内容や手順について詳しく説明し、相談をお受けします。

支援計画作成

お困りのことを一緒に考え、サービス内容、訪問回数等の支援計画を作成します。

契約

サービス内容をご確認いただいたうえで、利用契約を結んでいただきます。

サービス開始

生活支援員がサービスをご提供します。

私のまちの 社協

こころ温かく支えあい住みつつげたい



福祉のまち・くさつ

社会福祉法人
草津市社会福祉協議会

応援しますあなたの
地域

地域福祉活動をすすめます

設立60周年を迎えた草津市社会福祉協議会は、協働のまちづくりの中間支援組織としての機能を発揮し、地域の課題や特性を住民の皆様とともに整理し、共有し、課題解決に向けた地域福祉活動の推進を図ります。

また、草津市や関係機関・団体等との連携を強化するとともに市社協の体制強化を図り「こころ温かく支えあい住みつけたい・福祉のまち・くさつ」の実現に向け効果的な事業推進に努めます。

地域福祉活動推進の支援

小学校区ごとに組織されている学区・区社会福祉協議会の活動の推進に必要な方策の充実を図るため、福祉関係団体および学識経験者などで構成する地域福祉活動推進委員会や実践チームを設置し、地域福祉活動の推進を図ります。



住民福祉活動計画・地域福祉活動計画

第3次地域福祉活動計画の策定

平成28年度は第2次草津市地域福祉活動計画の見直し時期となっています。今年度は学区ごとの地域福祉懇談会の実施等により、地域課題を捉え、第2次計画の進捗状況を確認しながら、今後の市社協の方針を定める第3次計画を策定します。

地域支え合い運送支援事業

学区の社会福祉協議会またはまちづくり協議会が移動困難等の生活課題を抱える住民に対して取り組む送迎事業に対し、無償で自動車を貸与し、地域が主体的に取り組む支え合い活動を支援します。



民生委員・児童委員との連携

連携を密にして、ともに小地域福祉活動の充実を図ります。また、市民生委員児童委員協議会事務局としてその活動を支えます。

共同募金運動の推進

赤い羽根共同募金は地域の実情にあった市内の地域福祉活動や景下の社会福祉施設の整備などに役立てられます。草津市共同募金委員会の事務局として共同募金運動を推進しています。

赤十字事業の推進

日本赤十字社滋賀県支部草津市地区の事務局として、社員募集や赤十字活動の普及啓発を図り、また赤十字活動を支えるボランティアである草津市赤十字奉仕団の活動を支えます。

地域福祉活動の理解のための
周知・啓発をすすめます

- 近所カアップ講座の推進
- 広報紙「社協くさつ」の発行
- 「福祉を考える市民のつどい」の開催
- 社会福祉功労者表彰式の開催
- 福祉活動推進員育成講座の開催
- 民間社会福祉助成の助言と指導
- 社会を明るくする運動の推進
- 福祉委員活動の支援



地域サロン活動を応援します

地域サロンは、閉じこもりがちの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、身近な場所で気軽に集い、参加者とボランティアが共に企画、運営し楽しみながら仲間づくりや居場所づくりを行う活動を支援します。

- 地域サロン活動支援員によるサロン活動の充実と活性化
- 地域サロン活動者交流会の開催（写真参照）
- 地域サロン備品の貸出
- 介護予防に視点をあいたメニューの普及
- 地域サロン活動助成
- とく・得バスツアー
中間支援組織くさつコミュニティ事業団と協力・連携し、「口クハ荘」[なごみの郷]を活用したバスツアーを実施し、地域サロン活動のさらなる充実と活性化を図ります。



ボランティア活動を応援します

「ボランティア活動がしたい」、「ボランティアの援助がほしい」そんな声と声をつなぐボランティアセンターは、ボランティア活動拠点として、いつでも気軽に利用できる活動の場を提供するとともに、情報を発信します。

ボランティア相談受付

- ボランティアの登録受付

活動についての情報提供・需給調整

- コーディネーターによる需給調整
- ボランティア情報紙「よみ～な」による啓発
- ボランティアグループ・地域サロン活動リストの作成
- 移動ボランティアセンターの開催



ボランティアに対する活動支援

- ボランティアグループの活動助成
- ボランティアフェスティバルの開催
- ボランティア活動室の提供
- 活動機材・本・ビデオ・DVDなどの貸出
- ボランティア活動保険の加入促進
- ボランティア連絡協議会への支援と連携
- 収集ボランティア（古切手・ペットボトルキャップ、プルタブなど）活動の啓発
- 脳トレ教室
認知症予防に効果が高いとされている「脳トレ教室」をボランティアの新たな活動場所として位置づけ、ボランティア活動の充実を図ります。
- ボランティア養成講座
ボランティア活動への理解と、参加・推進・拡大を目的とした養成講座を開催します。

福祉教育の推進

- 体験教室用機材の貸出
(点字板・白杖・高齢者疑似体験用具・お知らせランプ)
- 学校等における福祉教育の支援



福祉車両貸出事業

- 家庭や経済、身体状況により病院などの送迎が必要な方に対し福祉車両を貸出する事業です。



災害ボランティアセンターの運営

「災害に強いまちづくり」を目指すため、平成26年度に草津市と災害ボランティアセンターの運営等に関する協定を結び、市内で大規模災害が発生した場合に、安全で効率的なボランティア活動ができるように運営、訓練を実施します。

